

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	11	町・村民表彰
分科会	1	総務分科会	調整項目	1	町・村民表彰

中条町担当	総務課	庶務係	担当者名	
黒川村担当	総務課	庶務係	担当者名	

現況			調整方針	備考			
記載事項	中条町	黒川村					
名称	ほう賞制度	ほう賞制度	新市において新たに制度を構築する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。				
目的	町の発展に寄与したものを称えること	村の発展に寄与したものを称えること					
対象者	個人または団体で次のいずれかに該当する者 公選による公職に12年以上在職し、その功績が顕著な者 町議会において、選挙又は同意を必要とする公職12年以上在職し、その功績が顕著な者 町が設置する各種委員会及び民生委員会の委員に15年以上在職し、その功績が顕著な者 町の文化、産業、教育、社会福祉、衛生、土木その他自治振興や公益の進展に尽くし、その功績が顕著な者 災害、防犯等社会不安の発生防止、除去又は変事における人名救助、財産の保護に尽くし、その功績が顕著な者 から のほか特に他の模範となるべき篤行をした者及び町長において特にほう賞に値すると認められた者 町の行政に積極的に協力、援助をなし、ほう賞に値すると認める者 品評会、展覧会又は競技会並びにこれらに類する公的行事においてその成績優秀で、町勢高揚に寄与した者 町のため多大な私財を寄附した者  ・ から のほう賞は、その職にあった者が退職した場合又はその職にある者の年齢が70歳に達した場合に行う。	個人または団体で次のいずれかに該当する者 善行者 地方自治の振興に尽した者 貯蓄、納税に尽した者 教育文化の向上に尽した者 社会福祉、母子福祉、老人福祉に尽した者 産業振興に尽した者 治山、治水、土地改良に尽した者 保健衛生、体育の向上に尽した者 交通安全、公害対策に尽した者 前各号の一に準ずる功績があつた者 村行政に積極的に協力援助した者					
制度の概要	ほう賞の時期 毎年11月3日 方法：表彰状、賞状、感謝状を授与する。 その他、銀杯（1万円程度）を贈呈	ほう賞の時期：毎年11月3日 方法：表彰状、賞詞、感謝状を授与又は贈呈する。 その他、個人1万円、企業2万円、寄附2万円程度の品物を贈呈。					
付属機関等設置状況	中条町ほう賞審査委員会				財政への影響額 単位：千円		
					予算額	調整後見込額	影響額（増減）
					中条町	264	
					黒川村	210	
			計	474			
関係法令等	中条町ほう賞規則（昭和51年規則第7号）	黒川村ほう賞規則（昭和47年規則第8号）	備考 平成15年度当初予算ベース				

